

2022 年度 B 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民法 民事訴訟法

問題冊子（問題のみで3枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔**事実関係**〕を読んで、以下の〔**設問1**〕、〔**設問2**〕に答えなさい。

〔**事実関係**〕

- 1 Xが胎児であったとき、その父Aは荷車で荷物を運搬中、踏切でYの運行する電車に衝突して死亡した。これはYの信号機故障による過失によるものであった。
- 2 当時、Aの妻BとXは、Yとの間の損害賠償額の交渉、決定、その受領等について、Aの兄Cに対してその代理権限を付与していた。
- 3 それを承けて、Cは、Yとの間で、BがXを懐胎していることも含めてYが弔慰金を支払うこと、これにより、Xを含む親族一同はYに対して事後一切の損害賠償を請求しないことを内容とする和解契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
- 4 そこで、Yは、Bに対して本件契約に基づく弔慰金を支払った。
- 5 しかしその後、BがXを出産した後、BおよびXは、Aから扶養を受けるべき法的地位をYによって侵害されたとして、改めてYに対して、民法711条に基づく慰謝料の支払を請求した（以下、とくにXに関する請求部分を「本件請求」という。）。

〔**設問1**〕

Xの本件請求は、どのような法的主張、法律構成に基づいておこなわれているものと考えられるだろうか。

〔**設問2**〕

Xの以上のような主張に対して、Yは、どのような反論をして対抗してくることが予想されるだろうか。

第2問 (民法)

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔事実関係〕

1. 荷物宅配業を営む A 社は、大手通販会社である B 社の名義にて個人宅への商品の宅配を行っていた。
2. A 社は近時の配達案件の増加により、同業で協力関係にある C 社に荷物の配達につき応援を頼み、C 社所有の軽トラック甲および甲の運転手として同社所属の従業員 C' の支援を受け、B 社の商品配達をおこなうことがしばしばあり、管理の利便性から甲も A 社の敷地内駐車場にて保管管理されていた。
3. ある日、A 社は B 社から商品である大型家具の搬入の依頼があったため、A 社社員 A' および C' の二名で甲を用いて宅配先へと配送することとした。なお A' および C' は過去に数回共同して B 社の配送業務を行ったことがあり、面識があった。
4. A' は搬入先である D 宛に、B 社を名乗り、D が B 社から購入した大型家具の搬入につき、30 分後の搬入となる見込みとの電話連絡を行い、D は了解した旨を告げた。
5. A' らが D 宅宛に家具を移送中、運転手である C' の前方不注意により、歩道に乗り上げ、通学途中であった高校生 (男子 16 歳) E に接触する事故を起こし、E は接触時の衝撃にて上腕部打撲骨折および転倒による顔面擦過傷を受傷し、入院加療 3 カ月の重傷を負った。
6. 同事故により、D 宛の大型家具の当日配送が不可能となり、D は配送がなかったため翌日に B 社カスタマーセンター宛て連絡を行った結果、B 社は同事故を認識するに至った。
7. E の顔面の擦過傷を治療した整形外科によれば、完全に治癒させることは難しく、将来にわたって右頬に 5cm×3cm 程度の傷跡が残る可能性が高いとの診断がなされている。
8. E は同事故の態様について大きな精神的衝撃を受け、顔面に将来にわたる傷跡が残ることなどを原因として PTSD 症状を発症し、その状態から抜け出せないままうつ症状をきたし、症状の改善をみないまま事故の一カ月後に自死するに至った。

〔設問〕

以上の〔事実関係〕の下において、E の遺族である両親は子 E の死亡につき、A 社、B 社、C 社のいずれか、もしくはすべてに対して法的責任を問いたいと考えている。どのように考慮すればよいかについて検討しなさい。

第3問（民事訴訟法）

Aは、「私は長女Yに別紙目録の不動産を遺贈する。」と記載した自筆証書遺言を作成し、弁護士に預けた。Aには、他に目ぼしい財産はなかった。1年後にAは死亡し、家庭裁判所で上記遺言の検認がされた。相続人はY、X1、X2の3人の子のみであった。

X1は、この遺言はYがAを誘導して書かせたものであり、無効であると考えた。また、Aには、晩年認知症の症状が見られたことから、遺言作成時に十分な理解力がなかったと考えた。また、X2は、この遺言は長子相続制度の名残りであり、憲法24条に反して無効であると考えた。

そこで、X1は、Yに対して、遺言無効確認訴訟を提起した。Yは、遺言作成は過去の行為であるから確認の利益がないと主張して、訴えの却下を求めた。

問1 裁判所は、どのような判断をすべきか述べなさい。

問2 また、仮に、裁判所が本件訴えを適法とした上で請求棄却判決をし、これが確定した場合、X2は、あらためて本件遺言の無効確認訴訟を提起できるか述べなさい。